

# 平成27年度就労・生活支援センター ほっと 事業計画書

## 1 はじめに

平成18年に施行された障害者自立支援法による就労促進への取り組みは、この障害者施策における社会参加、一般就労への方向性の強化に呼応して、企業における障害者雇用への取り組みについても、次々と法改正が行われるなど、年々クローズアップされてきている。このような背景の中、東京都においても全区市町村に障害者就労・生活支援センターを設置することとなり、平成19年4月に小平市の障害者就労・生活支援センターとして「ほっと」が開設された。これまで一般就労の促進や就業定着の支援を中心に事業を行ってきたが、ほっとの役割は今後ますます重要かつ多様になってくるものと考えられる。

最近の相談ケースにおいては、特に精神面でのサポートが必要な方の増加が顕著であり、精神科受診者の割合が約90%と高い比率となっている。また、精神保健福祉手帳所持者の中でも、統合失調症やうつ病と診断された方だけではなく、発達障害や高次脳機能障害と診断された方が増え多様化していると同時に、手帳未取得の段階から相談を受けるケースも増える傾向にある。

就労状況は、平成25年4月より実施された障害者の法定雇用率の引き上げの影響もあって、障害者の求職は売り手市場となり、平成26年度は29名（平成27年2月1日現在）の一般就労を達成している。開所当時からの就労者数も平成26年度当初には200名を超え、その多くは継続的な支援が必要であることから、増え続けていく定着支援への対応が大きな課題となりつつある。

また、近年特別支援学校における個別の移行支援計画において、一般就労した卒業生のアフターフォローを円滑に地域の支援機関に引き継いでいくために在学中からの就労センターの関わりが求められてきている。ほっとにおいても平成25年3月卒業以降、特別支援学校卒業生の就労者数が10名以上となり、特別支援学校との連携による在学中から卒業後までの一貫したフォローへの取り組み強化が期待されているところである。

地域の就労系障害福祉サービス事業所との連携については、平成23年度から個々の段階に応じたサービスを利用できる就労ステップアップのシステムをスタートさせ4年が経過した。平成25年度にはじめてこのシステムを通過した方が一般就労を果たし、ようやくシステムの効果が結果として現れてきている。今後このシステムを充実、強化させていくうえで、各機関の連携を図っていくほっとのコーディネーターとしての役割は大きいといえる。

このような状況に限られたスタッフで対応をしていくためには、多様な相談者の状況に対応しうるスタッフのスキルアップと同時に関係機関（福祉、教育、医療）との一層の協力・連携体制の充実により、効果的、効率的な支援を実施できる体制づくりが必要であると考えている。

就労を含め、本人、家族を支えていくための暮らし全般にわたる総合的支援体制を、社会のネットワークによって構築していくことの必要性を強く感じているところである。課題が多い中ではあるが、一人ひとりが生き生きと暮らし、働ける環境作りのために、前向きに取り組んでいきたい。

## 2 事業理念

一人ひとりの自己実現

互いの尊厳の尊重と信頼関係の構築

安心と希望のもてる生活

### 3 基本的考え方

相談支援事業として、就労に関わる相談支援を中心に、生活支援を含めた総合的な相談支援を行う。

### 4 平成27年度基本方針（二重下線は特に力を入れる項目）

- ① 総合的支援体制の構築（暮らし全般の支援に向けたネットワーク強化）
  - ・小平市就労支援連絡会の実施：年3回（6月、10月、2月）
  - ・小平市内支援センター会議（あさやけ、ひびき、ほっと）：年5回（原則偶数月実施）
  - ・地域福祉施設、関係機関への訪問と関係機関実施の会議への参加
  - ・市内福祉施設の受け入れ人数確認：随時
  - ・近隣医療機関との連携・情報共有：随時
- ② 企業、事業所への障害者雇用と実習受け入れの開拓及び理解促進
  - ・ハローワーク立川との連携による企業への就労支援事業説明・企業訪問の実施
  - ・小平市商工会等と連携した地域企業への障害者雇用への認知促進
- ③ 職員個々の相談能力向上
  - ・東京都、職業センター等の研修会への参加
  - ・就労支援センター内ケース検討会議での支援方法共有：週1回
- ④ 特別支援学校との在学中から卒業後までの連携体制の充実
  - ・在学中の相談、課題の共有、職場実習同行：随時
  - ・卒業時の移行支援会議への参加
  - ・卒業後の定着継続支援の連携：随時
- ⑤ 増加する定着・継続支援の対応
  - ・関係機関との連携による役割の明確化（就労移行支援事業所、特別支援学校、職業センター等）
  - ・定期的な電話、メール等による状況確認
  - ・定着支援における外部ジョブコーチの活用（職業センター、東京ジョブコーチ）
- ⑥ 市内移行支援事業所及び継続支援事業所との連携による就労へのステップアップの仕組の充実
  - ・就労移行支援事業所会議の実施：年5回（原則奇数月実施）
  - ・特別支援学校へ市内福祉事業所の受け入れに関する説明会の実施
  - ・関係機関への市内福祉事業所の受け入れに関する情報提供：随時

### 5 支援対象

就労に関する相談および支援を希望する障害のある方、障害者雇用に関する相談および支援を希望する事業者。

### 6 事業内容

#### 1) 相談（来所及び電話）

- (1) 就労及び生活全般に関する相談の受付
- (2) 市内福祉施設、支援機関の説明及び紹介

#### 2) 就労支援

- (1) 個別支援計画作成
- (2) 市内福祉施設及び関係機関の見学、同行、実習等の支援
- (3) 企業面接及び実習同行の支援

- (4) 定着・継続のための支援
- (5) 離職・退職後の支援

### 3) 生活支援

- (1) 暮らし全般にわたる支援
- (2) 金銭管理に関する支援
- (3) 住居に関する支援
- (4) 余暇活動に関する支援
- (5) 各種手続きに関する支援

### 4) 企業支援

- (1) 障害者雇用に関する情報提供
- (2) 就労・生活支援センター役割の説明
- (3) 個々に応じた具体的支援提案

### 5) その他

- (1) 小平市役所実習（業務委託）
- (2) 多摩済生園での企業内訓練事業（業務委託）
- (3) 市内障害者施設製品販売促進事業（業務委託）
- (4) 広報ボックス配布事業（業務委託）
- (5) 就労支援センター内交流スペース
- (6) 利用者交流会（夕食会）の開催
- (7) 小平市就労支援連絡会
- (8) 小平市内就労移行支援事業所会議の実施
- (9) 地域開拓促進コーディネーターによる小平地域企業開拓
- (10) 小平市就労・生活支援センターのPR、「ほっと通信」の発行
- (11) 就労支援に関わる学習会、講演会の開催

## 7 連携体制

- (1) 小平市役所
- (2) 小平市内および登録者の所属する障害者福祉施設
- (3) 地域生活支援センターあさやけ、障がい者地域自立生活支援センターひびき
- (4) 小平地域自立支援協議会
- (5) 権利擁護センター小平、NPO法人あらかると
- (6) ハローワーク立川専門援助部門・雇用指導官および登録者居住地域のハローワーク
- (7) 小平商工会
- (8) 東京障害者職業センター多摩支所
- (9) 登録者雇用先企業・事業所
- (10) 特別支援学校、定時制高校、サポート校等教育機関
- (11) 東京都立多摩総合精神保健福祉センター、多摩小平保健所
- (12) 国立精神神経センター病院等関係医療機関
- (13) 都内就業・生活支援センター及び就労・生活支援センター
- (14) 国立職業リハビリテーションセンター、東京障害者職業能力開発校
- (15) その他個別の支援に必要と思われる機関

8 活動日及び活動時間

<月曜日～金曜日>

相談時間 10:00～19:00

交流スペース 17:00～19:00

<第2・第4土曜日>

相談時間 12:00～17:00

9 職員

施設長 1名（常勤／就労支援コーディネーター兼務）

就労支援コーディネーター 3名（正規職員2名、非正規職員1名）

生活支援コーディネーター 3名（正規職員2名、非正規職員1名）

地域開拓促進コーディネーター 1名（正規職員1名）

企業内授産訓練事業 1名（非正規職員 1名）

障害者施設販売促進事業 1名（正規職員 兼務）

常勤換算：7.3名

10 今年度実績目標数

利用登録者数 410名

就労移行者数 50名

11 防災計画

建物防災責任者の指揮のもとに、非常災害訓練を年1回実施する。

総指揮 建物防災責任者

連絡担当 就労支援コーディネーター

救助担当 生活支援コーディネーター

12 資金計画

通常の運営経費は、運営費でまかなう。